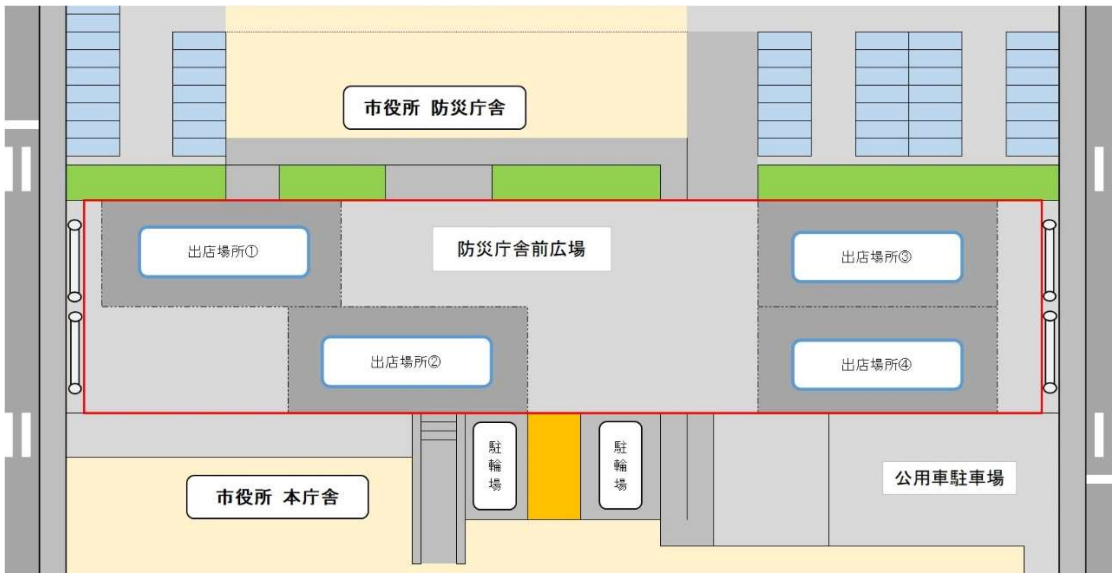


釧路市役所防災庁舎前広場の キッチンカー等による使用について

釧路市役所防災庁舎前広場（以下「広場」といいます。）については、キッチンカー等の出店を目的とした一部使用が可能です。広場の使用に係る基本的な事項は以下のとおりです。

出店対象	次のいずれかに該当する方で、キッチンカー等の出店を希望する方。 (1) 釧路市民の方 (2) 釧路市内で店舗等の経営等を行う釧路市民以外の方 ※ キッチンカー等の車両のほか、テント等の出店もできます。（テント等は広場の使用許可を受けた時間内に設置・撤収が可能なものに限りします。）
出店日時	次の貸出日及び貸出時間のなかで出店者が希望する日時（1 時間単位）に出店できます。なお、出店スペースには限りがあるため、出店日及び出店場所については、調整させていただくことがあります。 (1) 貸出日：土日及び年末年始(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)を除いた日 (2) 貸出時間：午前 9 時から午後 5 時まで ※ 広場を市の事業で使用する場合や広場でイベント等が開催される場合は、出店できないことがあります。 ※降雪時、積雪の状況によっては、出店を見合わせていただくことがあります。
出店場所	 The map shows the layout of the disaster prevention hall front plaza. At the top is the '市役所 防災庁舎' (City Hall Disaster Prevention Hall). Below it is the '防災庁舎前広場' (Disaster Prevention Hall Front Plaza). The plaza is divided into four designated vending areas: '出店場所①' (top left), '出店場所②' (bottom left), '出店場所③' (top right), and '出店場所④' (bottom right). To the left of the plaza is the '市役所 本庁舎' (City Hall Main Hall). To the right is the '公用車駐車場' (Public Vehicle Parking Lot). There are also '駐輪場' (Bicycle Parking Areas) indicated near the main hall and the parking lot.
使用料等	(1) 広場使用料 1 区画当たり 1 時間 284 円 (2) 加算料（電気・水道を使用する場合） ① 電気使用料 1 区画当たり 1 時間 9 円 ② 水道使用料 1 区画当たり 1 時間 10 円 ※ 使用料等については使用区画数×使用時間の合計額を徴収します。
その他	(1) 初回出店時には「完納証明証(前年度)」、「車検証」、「営業許可書」（「営業許可書」は飲食店に限る）を提出してください。 (2) 使用料等は、指定する期日までに納付して下さい。 (3) 酒類の販売は禁止します。 (4) その他注意事項等は裏面をご覧ください。

(使用許可の時間)

キッチンカーなどの出店に係る防災庁舎前広場を使用することができる時間は、午前9時から午後5時までの間で市が許可した時間とします。

(使用許可の手続等)

事前に使用申込をし、使用が決定した場合は、行政財産使用許可申請書を市役所総務課に提出してください。

防災庁舎前広場の使用を許可したときは、行政財産使用許可書を交付します。

使用料は、指定する期日までに納付してください。

(遵守事項)

防災庁舎前広場を使用する場合は、次に掲げる事項を守ってください。

- (1) 釧路市庁舎管理規則（平成17年釧路市規則第23号）第6条に掲げる行為をしないこと。
- (2) 暴風等の予報が出された場合は、出店の中止を含め、安全の確保に万全を期すこと。
- (3) 市役所本庁舎と防災庁舎との間の歩行動線を確保し、来庁市民等の通行に支障を与えないこと。
- (4) ごみの清掃や備品類の整理整頓など、美観の保持に努めること。
- (5) 楽器、マイク、スピーカー等を用いて音を発生させる行為を行う場合にあっては、周辺の生活環境を損なわない範囲で行うものとし、あらかじめ近隣住民の了解を得ること。
- (6) 釧路市火災予防条例（平成17年釧路市条例238号）第62条第1項第7号に該当する行為を行う場合にあっては、同項の規定による消防長への届出を行うこと。

(使用許可の取消し等)

防災庁舎前広場の使用の許可の条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は停止することがあります。この場合において、使用者が損害を被ることがあっても、市はその責めを負わないものとします。

上記に規定するもののほか、公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、防災庁舎前広場の使用の許可を取り消し、又は停止することができるものとします。この場合において、使用者は、これによって生じた損害につき市長に対し、その補償を求めることができます。

(原状回復の義務)

防災庁舎前広場の使用が終わったときは、直ちにこれを原状に復し、係員の点検を受けてください。使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とします。

(責任の所在)

市は、防災庁舎前広場内で起きた事故、けが等について、市の責任によるもののほか、一切の責任を負いません。

(損害の賠償)

故意又は過失により防災庁舎前広場の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償していただきます。

(管理責任者の届出)

防災庁舎前広場の使用に当たっては、管理責任者を定め、市長に届け出てください。